

# 石川県公報

令和2年3月27日（金曜日）

号 外

（第18号）

## 目 次

公安委員会 ○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 1	○石川県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則 2
---------------------------------------	-------------------------------

## 公安委員会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

石川県公安委員会

### 石川県公安委員会規則第二号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則（昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「少年課」を「人身安全・少年保護対策課」に、「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改める。

第十二条第二号中「関すること」の下に「（人身安全・少年保護対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五号中「行方不明者」を「迷い子」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十五条の見出しを「（人身安全・少年保護対策課）」に改め、同条中「少年課」を「人身安全・少年保護対策課」に改め、同条中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を削り、同条第三号中「関すること」の下に「（第三号に規定する事務を除く。）」を加え、同条を同条第八号とし、同条第二号中「及び少年事件の捜査に関すること」を「に關すること（生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条を同条第七号とし、同条中第一号を第六号とし、第一号から第五号までとして次の五号を加える。

- 一 ストーカー行為等の対策に関すること。
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。
- 三 児童、障害者及び高齢者に対する虐待の対策に関すること。
- 四 行方不明者発見活動に関すること。
- 五 子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に係る検挙又は指導・警告に関すること。

第十六条の見出しを「（生活安全捜査課）」に改め、同条中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

- 八 非行少年に係る事件の捜査、調査等に関すること。
- 九 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

第三十二条第二号（六）中「外国為替及び外国貿易管理法」を「外国為替及び外国貿易法」に改める。

第三十二条第五号中「核燃料物質」を「核燃料物質及び特定放射性同位元素」に改める。

別表第一金沢東警察署の部浅野川大橋交番の項中「東御影町」の下に「観音町一丁目、観音町二丁目」を加え、同表金沢西警察署の部金沢西警察署所在地の項中「金石味噌屋町」の下に「金石新町、金石今町、金石海禅寺町」を加え、同部人江交番の項中「黒田町」を削り、同表白山警察署の部日向駐在所の項中「安養寺町」の下に「安養寺」を加える。

### 附 則

この規則は、令和二年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

石川県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

石川 県 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会規則第三号

石川県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則

石川県迷惑行為等防止条例施行規則(平成二十六年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号及び別記様式第二号中「生活環境課」を「生活安全課」に改める。

附 則

この規則は、令和二年三月三十一日から施行する。